

公開シンポジウム

「外国人受入れ新時代—在留外国人基本法に向けて」

パネルディスカッション2

「在留外国人基本法の実現に向けて」

国士舘大学文学部 教授

鈴木 江理子

<2つの外国人政策>

移動局面における外国人政策（国境通過に係る政策）

「好ましい外国人」と「好ましくない外国人」
の線引きによる国境管理政策

居住局面における外国人政策（国境通過後の政策）

領土内に居住する外国人の社会保障、政治参加、
労働、住居、教育、言語などに関する政策

<国の外国人政策>

- 長く移動局面の外国人政策が中心、外国人労働者、とりわけいわゆる「単純労働者」（未熟練労働者）受入れの是非が論点
- 2000年代、居住局面の外国人政策の始動
 - 今後は、居住者そして社会の構成員として外国人に対して個々の行政分野の断片的な関与ではない総合的な外国人行政をしていく必要がある。（「第二次出入国管理基本計画」2000年3月）

＜政策課題としての「多文化共生」＞

地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義する。（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」 2006年3月）

総務省は、各自治体に対して、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」等を参考として、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する指示（「地域における多文化共生推進プランについて」 2006年3月）

平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。（経済財政諮問会議「骨太の方針2006」 2006年7月）

外国人労働者問題関係省庁連絡会議「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（2006年12月）

- リーマンショックにより、移動局面における政策と同様、居住局面における政策も議論が停滞

＜外国人との共生社会の実現＞

- 「新たな外国人労働者」受入れに向けた18年改定入管法（移動局面の政策）の議論と並行して
 - ◆ 2018年7月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議開催
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月）
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」（2019年12月）
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」（2020年7月）
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」（2021年6月）
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」（2022年6月）
 - ・ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（2022年6月）：26年度までの中長期計画
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂版）」（2023年6月）

最 終 報 告 書

令和5年11月30日

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

<定住型・還流型・移行型>

定住型：要件を満たせば、在留期間更新や在留資格変更が可能で、家族帯同も可能、永住や日本国籍取得への道が開かれている受入れ

還流型：在留期間に上限が設定され、家族の帯同を認めない受入れ（一定期間で必ず帰らなければならない）

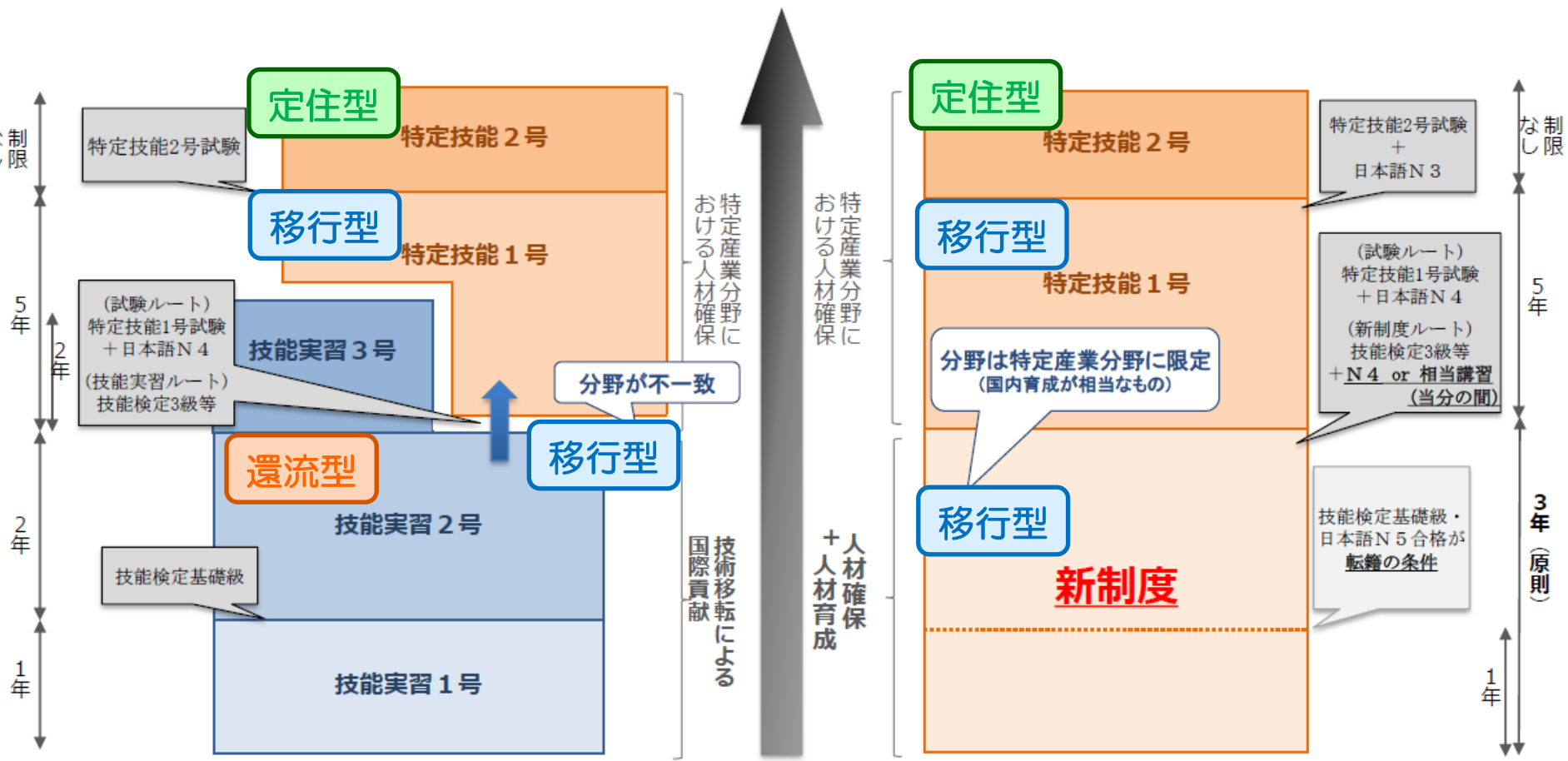
移行型：単身での一定期間の滞在を経て、要件を満たせば、定住型への移行が可能になる受入れ

ただし…

- * 「在留資格」によって制約される外国人は、たとえ定住型であっても、長期の滞在が保障されているわけではない
- * 管理監視の強化が進行するなか、在留資格取消し事由や退去強制事由に該当すれば、正規の滞在継続が困難になる

現行の技能実習・特定技能制度

新制度・特定技能制度



※技能実習中の転籍は原則不可

※同一企業で1年超就労+技能・日本語試験合格 → 転籍可
 ※試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める

出所: 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議第12回会議(23/10/18)配布参考資料に筆者加筆

図 現行制度と新制度のイメージ図

<なぜ基本法が必要か？>

- 総合的対応策がまとめられるようになったものの、**居住局面の外国人政策に係る法律がない!**
- 基本法がないなか、居住局面への取組みの多くは、**地域NPOや自治体が担っており、それゆえ、地域格差も大きい!**
- 基本法は、新制度が導入されるゆえに必要なものではなく、**既に多くの外国人が暮らしている実態をふまえれば、今まさに必要なもの!**
- 技能実習制度に代わる新制度が導入されれば、日本で暮らす外国人のほとんどが、**定住可能性の高い人々**（定住型と移行型）となるゆえに、一層、基本法の制定が求められる!